

個人情報ファイル簿（単票）

【町民課戸籍年金係】

個人情報ファイルの名称	戸籍総合システム	
行政機関等の名称	古平町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	町民課戸籍年金係	
個人情報ファイルの利用目的	戸(除)籍の証明発行、届出処理及び火葬許可証の発行に利用するため	
記録項目	1 本籍、2 筆頭者氏名、3 父母の氏名、4 父母との続柄、5 養父母の氏名、6 養父母との続柄、7 配偶者区分、8 名、9 出生年月日、10 戸籍事項、11 身分事項	
記録範囲	本籍を有する者及び戸籍届出をした者	
記録情報の収集方法	戸籍届出、報告、申請、嘱託、請求、通知	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 古平町町民課戸籍年金係	
	(所在地) 〒046-0192 古平郡古平町大字浜町 50 番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 1 月 1 8 日